

## 秘密保持契約書

国立大学法人東京大学 \* \* \* \* (以下、「甲」という。)と●●●●(以下、「乙」という。)は、『厚生労働行政推進調査事業：外国人患者の受入環境整備に関する研究(訪日外国人に対する適切な診療価格に関する研究)』(以下、「本プロジェクト」という。)において相互に開示する情報の秘密保持等について、以下のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本契約は、本研究の実施に伴い、開示側当事者(以下、「開示者」という。)から受領側当事者(以下、「受領者」という。)に開示される情報について、その秘密保持を図ることを目的とする。

### (秘密情報の定義)

第2条 本契約において秘密情報とは、甲及び乙が本プロジェクト遂行のために相手方に開示する病院経営に関する運営上、技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報(患者情報を含む。以下、「秘密情報」という。)を意味するものとする。また、秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示し、開示後7日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密情報である旨の明示をして、受領者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に含まれない。

- (1) 開示を受けた時、既に公知の情報
- (2) 開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報
- (3) 開示を受ける以前から既に受領者が適正に保有していたことを証明できる情報
- (4) 譲渡若しくは開示の権限を有する第三者から、受領者が適法に入手した情報
- (5) 開示された情報を使用することなく、自ら独自に開発・発見した情報
- (6) 秘密情報から除外することを開示者が文書で同意した情報

### (情報管理責任者)

第3条 甲及び乙は、本契約締結後すみやかに、本プロジェクトで授受される秘密情報の取扱責任者(以下、「情報管理責任者」という。)を定め、あらかじめ相手方に書面で通知するものとする。情報管理責任者を変更する場合も同様に事前通知するものとする。

2 情報管理責任者は、本契約で定めた条件に基づく秘密情報の授受・管理、返還及び受領した秘密情報のリストを作成し、適切な管理を行うものとする。

3 情報管理責任者は、相手方への秘密情報の開示に先立ち、当該秘密情報を含まない情報によりその概要を受領者に説明し、受領者が当該秘密情報をその概要により確認し受領意思を発した後に、当該秘密情報を開示するものとする。また、情報管理責任者は、本プロジェクトの遂行に必要な範囲で、その開示する秘密情報の量を最小限にするため合理的な努力をしなければならない。

(守秘義務)

- 第4条 甲及び乙は、本契約の条項及び本プロジェクトの内容等について、相手方の書面による同意を得ることなく、社外に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。
- 2 受領者は、開示者から受領した秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本プロジェクトの目的以外には使用しないものとする。
  - 3 受領者は、開示者から受領した秘密情報を本プロジェクトの遂行のために知る必要のある必要最小限度の管理者・研究者および職員（職員には、臨時又はパート職員、嘱託職員、派遣職員、アルバイト等を含む、以下同じ。）に対してのみ開示するものとし、当該管理者・研究者及び職員に対し本契約を遵守させるものとする。また、開示者の書面による事前の承諾がない限り、これを複写・複製しないものとする。なお、開示者の書面による事前の承諾により複写・複製した秘密情報の取扱いについては、本契約に掲げる秘密情報として取扱うものとする。
  - 4 受領者は、開示者の書面による事前の承諾がない限り、受領した秘密情報を第三者に対し開示してはならないものとする。相手方の書面による事前の承諾を得て第三者に開示する場合には、受領者は当該第三者との間で本契約と同等の秘密保持契約を書面で締結し、当該第三者に当該契約を遵守させるものとする。なお、当該第三者の守秘義務違反については、当該第三者と守秘義務に関する契約を締結した受領者も責任を負うものとする。
  - 5 受領者は、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により要求された場合、秘密情報を開示することができる。ただし、開示者がこれを争うことができるよう、受領者は、直ちにかかる要請、要求又は命令について、開示する前に開示者に通知するものとする。

(秘密情報の帰属と非保証)

- 第5条 秘密情報（その改変物を含む）に関する商標、特許、実用新案、意匠、著作権その他の知的財産権に基づく権利は全て開示者に帰属し、受領者は、秘密情報の開示を受けたことにより、黙示的であるか否かを問わず、当該権利について開示者から何らかの権利を許諾されたとはみなされないものとする。
- 2 開示者は、受領者に対して秘密情報を開示する適正な権利を有することを保証する。ただし、全ての情報は「現状のまま」で提供され、その情報の正確性・真実性・有用性並びに第三者の商標、特許、著作権その他の知的財産権及びその他の権利に対する侵害が存在しないことについて、開示者は、受領者に対し、明示的にも黙示的にも、いかなる保証も与えるものではない。

(秘密情報の返還)

- 第6条 本契約が期間満了、解除又は解約により終了した場合若しくは開示者から秘密情報の返還を求められた場合、受領者は当該秘密情報の使用を直ちに中止し、受領した秘密情報（その複写・複製物も含む。）を速やかに開示者に返還するものとする。ただし、返還に代えて破棄処分することを開示者が書面で指示した場合は、受領者は、再利用等を防ぐため厳重なる注意をもって破棄するものとし、その破棄方法について事前に開示者の了解を得るとともに、事後に処分結果を報告するものとする。

## NDA

### (独自開発)

第7条 本契約は、開示者から受領した秘密情報が使用されないことを条件として、それと類似又は競合する情報（当該情報を利用した技術、製品、サービス等を含む。）を受領者が独自に開発し又は第三者から取得することを禁じるものではない。

### (非拘束性)

第8条 甲及び乙は、本プロジェクト期間中も、本プロジェクトと類似又は競合する他のプロジェクトを独自に又は第三者と共同で行うことができるものとする。

2 本契約は、本契約の条項を遵守する限り、本プロジェクトに従事する受領者側の管理者・研究者および職員を他のいかなる業務に従事させることも妨げるものではない。

3 本契約に基づく秘密情報の開示及び受領は、甲乙間における売買・業務委託その他の契約の締結を約束するものではない。

### (有効期間)

第9条 本契約は、本契約締結日から発効し、2022年3月31日まで効力を有するものとする。

2 本契約第3条第2項、第4条、第5条、第6条、第7条、第11条及び第12条の規定は、本契約が解除、解約又は期間満了で終了した後も2年間効力を有するものとする。

### (解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、相当な期間を定めて本契約を遵守すべき旨の催告をしてもなお、相手方が違反状態を是正しない場合、本契約を解除できるものとする。

### (損害賠償)

第11条 甲又は乙は、本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、相手方が被った全ての損害を賠償するとともに、相手方が負担した訴訟費用並びに弁護士費用を含む全ての費用を負担するものとする。

### (輸出禁止)

第12条 本契約第4条第4項の開示者の承諾を得た場合であっても、本契約上の秘密情報に該当するときは、受領者は、その受領した情報の全部又は一部について、関連法令に基づく適正な手続を経ずに海外へ持ち出し又は非居住者に提供しないものとする。

### (完全合意)

第13条 本契約は、本プロジェクトで授受される秘密情報の扱いに関する完全な合意を構成するものであり、甲乙間の従前の又は同時期の口頭又は書面によるいかなる合意にも優先するものである。本契約は、各当事者の権限を有する代表者が署名する書面によらない限り変更されないものとする。

### (反社会的勢力の排除)

第14条 甲および乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの管理者（取締役、執行役または監査役等）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

2 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

- (1) 第1項に違反したとき
- (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
  - ①相手方に対する暴力的な要求行為
  - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
  - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

3 甲および乙は、第2項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（譲渡禁止）

第15条 甲および乙は、本契約および本契約に生ずる権利もしくは義務を相手方当事者の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡もしくは承継しないものとする。

（紛争の解決）

第16条 本契約の記載事項及び本契約に記載のない事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙誠意を持って協議し、できる限り円満に解決するものとする。

- 2 本契約もしくはその条項に関連して発生する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 3 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

NDA

以上を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 月 日

甲 :

乙 :